

首題ノ件一聞ニテハ木月八日付兵費支那科事
三四號及十三日付企第二五號ヲ外テ申
(通)報、而リナルガ淺利東京支局長ハ先
悔員組合、再び反抗的書面ニ對し更
木月十五付ヲ以テ別紙回答文ヲ郵送ニ至リ
先が是ニ對ニ極崎本員組合長ハ其文面ニ依
ハ致利氏立場甚ダ苦シキ如シトテ嘲笑的
態度ヲ以テ迎へ居レルが為然上角二中厚
認定ト称シ居リ
方鉢木總同盟會長ヨリハ未夕何等、而
ナシ及多(通)報候也

別紙回答文

國勞働代東新嘉坡書付ヒ聞十二
附ノ第二回ラ慶祝信函相見合
三才民等の書面を日本組織労働者ニ傳達
方を假想され及財私其傳達方に付ケホシ
當惑を感じ丁度一之組織労働者ニ有
キ紙を迴送するキ様と取扱にてリ申
ク事では無いと思ひまた殊に私有のキ紙を假
可乞早急傳達方取扱小件要ありと考一而當
口東ヒ歸着ら易はかりの私と云ふをあウキ紙を
騰厚仁附シ散布する件要とする便宜を擇
主先で一大殊に日本政府の態度を非難する